

お客様がビジネスパートナー様にご注文いただきました保守・テクニカルサービス（以下「本サービス」といいます）につきまして、LES より以下のご提供条件（以下「本提供条件」といいます）に従ってご提供いたします。

第1条 サービスの内容

1. 本サービスとして以下のサービスをお客様に提供します。

(1) 保守サービス

LES は、LES 製品の良好な稼動を維持するため、お客様の要請に応じ、別紙記載の保守サービスの内容に基づき、故障機械の修理または他の機械への取替え、LES が適切であると判断した技術的変更、および LES が必要と判断した予防保守を行います。なお、当該保守サービス的前提条件は以下のとおりです。

- 1) 部品の取り外しを必要とするサービスについては、これらのサービスにより交換された旧部品または機械は LES の所有となります。お客様は、取り外された部品または交換された機械が LES 純正部品であり、かつその LES 純正部品をご購入いただきました時点より変更を加えていないこと、および、取り外される部品に取り外しを妨げる担保等の法的な制約がないことを保証します。
- 2) お客様は、保守サービスを要求される場合、プログラム、データおよび取り外し可能な記録媒体ならびにすべての LES 製以外の部品、付加物または変更物を機械から取り外すものとします。

(2) 追加サービス

LES は、保守サービスに加え、別紙記載の追加サービスを行います。

2. 本サービスは、日本国内の LES 所定のサービス地域内において、別段の定めがない限り準委任として提供されます。

3. 本サービスには次のサービスは含まれません。

- (1) 消耗品等 LES 以外の責に帰すべき事由により生じた機械の損壊、パーツ ID ラベルが変更もしくは取り外された機械の修復または増加したサービスのほか、以下の事由に起因する該当製品の不具合：事故、災害、機械の移動、誤用、改造、付加、データ処理目的以外の使用、LES 所定の設備条件に合致しない稼動環境、LES 以外の者により提供されたサービスまたは変更。
- (2) 以下の特定品目に対するサービス：アクセサリ、サブライ品目、フレーム、カバー、USB キーおよび電池、ならびに LES 所定の使用限界に達したソリッド・ステート・ドライブ (SSD)、および SS DIMM 等の LES が別途定める品目をいいます。
- (3) 別に定める場合を除き、LES の Web サイトまたは他の電子メディアから入手する、所定の機械コード (LES 機械と一緒に提供される、マイクロコード、BIOS (基本入出力システム)、ユーティリティ・プログラム、デバイス・ドライバ、診断プログラム) およびその他のソフトウェアのアップデートの導入。

第2条 サービス期間

1. 自動更新型

別紙に自動更新の定めがある場合、別紙記載のサービス終了日の2か月前までにビジネスパートナー様経由でお客様から、3か月前までに LES が書面により更新をしない旨を通知した場合を除き、契約期間は1年間延長され、その後も同様とします。

2. 有期型

別紙に自動更新の定めが無い場合、別紙記載のサービス終了日をもって保守・テクニカルサービスを終了するものとします。

3. 一括払料金が適用となる保守・テクニカルサービスについては、別紙記載のサービス開始日から終了日までがサービス期間となります。

第3条 料金および支払条件

1. お客様は、本サービスの対価について、本サービスをご購入いただきましたお客様とビジネスパートナー様との間の契約に基づき発行されるビジネスパートナー様の請求書に基づき、ビジネスパートナー様に直接支払いを行うものとします。

第4条 解約

1. お客様は、以下に該当する場合には、ビジネスパートナー様経由で LES に2か月前の書面による通知により、個々の機械について本サービスを解約できます。

- (1) サービス開始日から12か月経過した場合。
- (2) サービス開始日から2か月以上経過した機械が設置場所から撤去され、かつ使用中止となった場合。
- (3) LES の原因による本サービス料金増額が発表された場合。(その場合の解約の効力発生日は、料金増額の効力発生日とする)

2. お客様は、ビジネスパートナー様経由での1か月前の書面の通知により、本サービスの内容を変更できるものとします。ただし、本サービスの変更の内容によっては応じかねる場合もございますので、通知を行う前に、予めビジネスパートナー様とご相談の上、ご連絡をお願いいたします。この場合、本サービスの変更内容に応じて第3条に定める料金は調整されるものとします。

3. LES は、本サービス開始日から1年以上経過した個々の機械について、ビジネスパートナー様経由でお客様への3か月前の書面による通知により解約できるものとします。
4. お客様または LES は相手方の資産、信用または事業に重大な変化が生じ、本提供条件に基づく債務の履行が困難になる恐れがあると認められるときは、ビジネスパートナー様を経由して相手方に対する書面による通知によりいつでも本提供条件を解約できます。
5. お客様または LES に契約の条件違反その他契約を継続しがたい重大な事由が生じた場合には、ビジネスパートナー様を経由して、相手方は相当期間を定めてその是正を催告するものとし、この期間内には是正されない場合には、本提供条件を解約できるものとします。

第5条 資料の権利等

1. 追加サービスの履行に伴いお客様のために創作され納入される文書、資料、プログラム(別契約のもとで提供されるプログラム製品を除きます。)、その他の著作物(以下「本資料」といいます。))の著作権は LES に帰属するものとし、LES はお客様に対して、本サービスの対象製品を通常の用途により使用するために合理的な範囲内で本資料を使用する無償の権利をお客様に許諾します。なお、お客様は、お客様が複製したすべての本資料の複製物に LES または LES の関連会社のために著作権表示を行うものとします。
2. お客様が第三者との間の契約のもとで提供を受けたプログラム製品の修正、改変、翻案等の作業により作成されたものに対して本サービスをご提供する場合、お客様は当該プログラム製品の権利者または使用権許諾者より LES が本サービスを提供するために必要な許諾を得ていることを保証するものとします。
3. 本提供条件で別に定める場合を除き、お客様または LES が本サービスの履行に伴い取得したいかなる知的財産権についても、相手方当事者に対し何ら対価を支払うことなく、またその同意を得ることなく、自己の権利を利用、実施、許諾、または譲渡できるものとします。

第6条 責任の制限

1. お客様が LES の責に帰すべき事由に基づいて救済を求めるすべての場合において、LES の損害賠償責任は、請求の原因を問わず、お客様に現実に発生した通常かつ直接の損害に対する、損害発生の直接原因 となった当該機械に関する、本サービスの料金としてお客様がビジネスパートナー様にお支払い頂きました料金の12か月分(一括払料金の場合は当該保守・テクニカルサービスの料金の期間相当額)に相当する金額を限度とする金銭賠償に限られます。
2. LES は、いかなる場合にも、LES の責に帰すことのできない事由から生じた損害、LES の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益、第三者からの賠償請求に基づくお客様の損害、データ・プログラムなど無体物の損害 および現金等を取り扱う機械に関して生じた現金等の喪失・毀損については、責任を負いません。

第7条 その他

1. LES は、何ら本サービス対象の機械の性能、機能、品質等を保証するものではありません。また、本サービスにより機械の実行が中断しないこともしくはその実行に誤りがないこと、または、すべての誤りが修正されることを保証するものではありません。
2. LES は、3か月前の書面による通知により本提供条件を変更できます。
3. LES は、LES が選択する第三者(以下「下請業者」といいます。))を使用して本サービスを提供する場合があります。
4. お客様は、本サービス対象の機械の所有者でない場合、本サービスを受けることにつき所有者の承諾を得るものとします。
5. お客様は、LES が本サービスを遂行するために、適時かつ安全にサービスを行うことができるようにするものとします。
6. お客様は、LES が本サービスを遂行するために、LES に対しお客様施設への立ち入りおよび保守・テクニカルサービスの提供に必要な資料、情報ならびに機械、什器備品等の無償使用を認めるものとします。
7. 本提供条件の履行に伴い、LES がビジネスパートナー様を経由して、または、直接お客様から個人情報の開示または提供を受ける場合(次項に定めるものみの開示または提供を受ける場合を除きます。))は、別紙記載の個人情報取り扱いに関する規定または両当事者間で別途締結する LES 所定の個人情報取り扱いに関する覚書の規定に従い、当該個人情報を取り扱うものとします。なお、お客様は、LES および LES の関連会社がお客様の連絡先個人情報(名前、電話 番号、電子メール・アドレスを含みます。))を、本サービスの履行のために、LES が営業を行う地域に保存し使用することに同意し、当該情報の使用、開示および再開示について情報主体からの同意を得ていることを確認します。かかる情報は LES とお客様との取引に関連して管理、使用されるものとし、LES および LES の関連会社の委託先、LES ビジネス・パートナー、事業継承 先に対して、お客様との連絡を含む、それらの一般的事業目的内の用途(例えば、受注処理、販売促進、市場調査 等)のために提供されることがあります。ただし、LES は保守・テクニカルサービスにおいて個人番号を含む個人情報(行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に定める「特定個人情報」)を取り扱わないものとします。
8. 本提供条件に基づくいかなる請求権も、請求が可能となった時から24か月を経過した場合には、時効により消滅します。
9. 本提供条件の履行に伴い提供または開発されたアイデア、コンセプト、ノウハウはいずれの当事者も相手方の産業財産権 および著作権の制約に従うことを条件に、自らが適当と考える方法でこれを使用できるものとし、いずれの当事者も本資料 およびその他の納入物と同種または類似の開発を妨げられないものとします。

10. お客様は、自己の業務処理のために本サービスの提供を受けるものとし、LES の書面による事前の同意がない限り本提供条件に基づく契約上の地位および権利義務を第三者に譲渡もしくは移転または本サービスを再販することはできません。
11. 本提供条件に関して疑義が生じた場合は、お客様、ビジネスパートナー様、LES が信義誠実の原則に従って協議するものとします。
12. 保証オプションサービスについてはLES 所定の保証規定に定める規定が優先されます。なお、お客様はかかる規定を次の Web サイトからダウンロードして入手することができます。
<http://support.lenovo.com/us/ja/warrantylookup/warrantypolicy>